



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会社名 不二サッシ株式会社
代表者名 代表取締役社長 土屋 英久
(コード番号 5940 東証第2部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 濱高和長
(TEL: 03-6867-0777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年7月27日をもって第2種優先株式の全数を消却したことに伴う条文の変更・削除および平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる対象者が変更されたため、現行定款第29条ならびに第36条に所要の変更を行うものであります。

本議案のうち現行定款第29条を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日(予定)

以 上

[別紙]

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5850万株とし、このうち、1億5,700万株は普通株式とし、150万株は第2種優先株式とする。</u> 第2章の2 <u>優先株式</u> (第2種優先株式) 第12条 当社の発行する第2種優先株式の内容は、次のとおりとする。 1. (第2種優先配当金) (1) 当社は、第39条第1項に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録株式質権者(以下「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第2種優先配当金」という。)を配当する。 (2) ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 (3) 第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて期末配当を行わない。 2. (第2種優先株主に対する中間配当) 当社は、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第39条第2項に定める中間配当を行わない。 3. (第2種優先株主に対する残余財産の分配) (1) 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。 (2) 第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。 4. (第2種優先株式の買受又は消却) 当社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。 5. (第2種優先株主の議決権) 第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 6. (第2種優先株式の取得条項) 当社は、法令で定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録株式質権者に対して取得日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。取得価額は第2種優先株式1株につき発行価額と同額とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,700万株とする。 (削除) (削除)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
7. (第2種優先株式の取得請求権) (1) 第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、第2種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。 (2) 当会社は、上記(1)の請求(以下「取得請求」という。)がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第2種優先株式の取得をするものとする。 8. (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与) (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。 (2) 当会社は、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。 9. (普通株式の交付と引換えに第2種優先株式の取得を請求する権利) (1) 第2種優先株主は、第2種優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という。)中、当該決議で定める取得価額等の条件で、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに第2種優先株式の取得を請求(以下「取得請求」という。)することができる。 (2) 取得請求により交付する普通株式数を算出するにあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整を行わない。 10. (第2種優先株式の一斉転換) 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第2種優先株式を、同期間最終日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が(1)第2種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るとき、又は、(2)第2種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限取得価額で、(2)の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。	(削除)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
11. (第2種優先配当金の除斥期間) <u>第40条の規定は、第2種優先配当金の支払について、これを準用する。</u> 第13条～第18条 (条文省略) (種類株主総会) <u>第18条の2 第15条、第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u> 第19条～第28条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第30条～第35条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第37条～第40条 (条文省略)	(削除) 第12条～第17条 (現行どおり) (削除) 第18条～第27条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第29条～第34条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第36条～第39条 (現行どおり)

以 上